

参考資料 1

都 施 第 17-4 号
令和 4 年 8 月 4 日

小中学校体育館空調設備整備DBO事業者選定審査会
会 長 様

枚方市長 伏見 隆

要求水準書（案）及び落札者決定基準（案）について（諮問）

標記の件につきまして、枚方市附属機関条例（平成 24 年枚方市条例第 35 号）第 1 条
第 2 項の規定に基づき、要求水準書（案）及び落札者決定基準（案）について貴審査会に
諮問します。

○枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程

平成20年11月20日

訓令第22号

(目的)

第1条 この訓令は、枚方市情報公開条例(平成29年枚方市条例第40号)の趣旨にのっとり、本市における会議の公開及び会議録の作成等に関し必要な事項を定めることにより、審議会、意見聴取会及び庁内委員会の会議等における過程及び内容を明らかにするとともに、その公正な運営を確保し、もって本市における公正な行政運営の推進に資することを目的とする。

(平30訓令5・一部改正)

～ 略 ～

(会議の公開の決定等)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 法令等の規定により非公開とされる会議

(2) 枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(3) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができない会議

2 審議会の会議が前項に掲げる会議に該当する場合において、これを非公開とするときは、審議会がその決定をするものとする。

3 前項の決定は、審議会の会長その他の当該審議会を代表する者を定める会議又は同項の決定を行う必要があると認められる会議において行うものとする。

4 第2項の決定を行う会議は、当該決定が行われるまで公開としなければならない。ただし、第8条第2項の規定により委員の氏名が非公表とされた審議会の会議は、この限りでない。

5 審議会は、第2項の決定を行ったときは、当該決定に係る会議が第1項各号に掲げる会議に該当する理由を明らかにしなければならない。

6 庁内委員会の会議は、非公開とする。

(平29訓令12・平30訓令5・一部改正)

～ 略 ～

(会議録の作成)

第6条 審議会は、その会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議の終了後概ね2月以内に、その会議録を作成しなければならない。

～ 略 ～

4 前項第7号の会議録の審議内容は、審議の経過が分かるように、発言者及び発言内容を明確にして記載しなければならない。

5 会議録を作成するために作成した電磁的記録(音声をその内容とするものに限る。)は、当該会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日までの間保存しなければならない。

(平30訓令5・旧第7条繰上・一部改正)

(会議録の公表)

第7条 前条第1項の会議録は、公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した会議の会議録は、非公表とすることができる。

2 第3条第2項、第3項及び第5項の規定は、会議録の非公表について準用する。

3 審議会の所管部署は、会議録の確定後速やかに、原則として次に掲げる方法により、審議会の会議に係る会議録(公表とされたものに限る。)を一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 所管部署での閲覧
- (2) 行政資料コーナーへの配架
- (3) 市ホームページへの掲載

4 前項第1号及び第3号の規定により閲覧に供する会議録については、当該会議の会議資料を添付しなければならない。

5 第3項第2号及び第3号の規定による閲覧は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで行うものとする。

(平30訓令5・旧第8条繰上・一部改正)

(審議会の担当事務及び委員氏名の公表)

第8条 審議会の所管部署は、当該審議会が設置されたときはその担当事務を、委員が委嘱されたときはその氏名を、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会の所管部署は、委員の氏名を公表することにより、当該審議会の会議の公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成することができないと認めたときは、当該委員の氏名を非公表とすることができる。この場合においては、その理由を明らかにしなければならない。

(平30訓令5・追加)

～ 以下省略 ～

○枚方市情報公開条例

平成29年 9 月13日

第1条 この条例は、保有情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

～ 略 ～

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る保有情報に次に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、当該公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、当該保有情報を公開しなければならない。

～ 略 ～

(6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる支障を及ぼすと認められるものその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすること。

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すること。

ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすこと。

ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を著しく害すること。

～ 以下省略 ～

枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業について

1. 内容

- ①対象棟数：中学校体育館（19棟）、小学校体育館（43棟）
- ②空調方式：パッケージエアコン天井吊型（都市ガス式）
- ③事業内容：事業契約期間中、体育館内が乾球温度28℃未満となるよう設計、施工、維持管理（モニタリング含む）を一括契約にて実施。
- ④入札方式：総合評価一般競争入札（価格と提案で事業者を決定します。）
- ⑤契約期間：令和4年度から令和21年度まで（設計、施工、15年間の維持管理）
- ⑥設置イメージ



2. 実施時期等（予定）

	予定
令和4年度	事業者の公募、選定、契約
令和5年度	中学校体育館空調設備整備工事
令和6年度	
令和7～21年度	維持管理

※ 令和5年度～令和6年度は、中学校体育館空調設備整備工事の維持管理期間。令和7～令和21年度は、小学校体育館空調設備整備工事の維持管理期間。

参考資料5

小中学校体育館空調設備整備 DB0 事業者選定審査会 スケジュール

年度	令和4年度							
月	8	9	10	11	12	1	2	3
議会								契約締結
審査会	8/4 第1回選定審査会					1月初旬 第2回選定審査会	1月下旬 第3回選定審査会	
審査会事務局 施設整備室 施設計画課	諮問 ↓ 答申 落札者決定基準	9/初 実施公告 質問受付 9/7 -10/5	質問回答 10/21	入札参加資格審査・実績審査	入札書・提案書受付 基礎審査 入札価格確認	諮問 事業者選定 提案審査 質疑応答 プレゼン	答申 落札候補者の選定	2月下旬 落札者及び審査講評の公表

(※) 審議状況等により、必要に応じて開催